

平成 19 年度

行政改革提言書

～ 積極的な民間委託の推進 ～

平成 20 年 3 月

御前崎市行政改革推進委員会

御前崎市行政改革推進委員会は、平成17年発足時より数々の行政改革推進のために具体的な提言等を行ってきた。

平成17年度においては、行政改革大綱・集中改革プランの策定、平成18年度においては、補助金の提言を行った。平成19年度においては、民間委託にテーマを絞り、具体的な研究を行ってきた。

給食センターの民間委託については、昨年度から教育委員会をはじめ関係者による検討委員会が報告書を提出しており、そちらの対応を尊重したい。

合併による職員数の削減や採用の抑制など、機構・配置を見直した職員構成が望まれる中、県からの権限委譲事務も年々増加し、限られた職員で行政サービスを維持していくのは困難である。このようなことから、従来直営で行っていた事務事業を全般的に見直し、可能なものは積極的に民間委託とし、行政が本来行うべき業務を再精査すべきである。

しかし、民間委託の目的は、効率的でしかも市民サービスが向上することが条件であることは言うまでもなく、委託する際には、現在のサービス水準を下回らないよう十分留意する必要がある。

また、単に業務委託だけにとどまらず、事務事業すべてにおいて、見直しをかけ、大小事務事業に関わらず、費用対効果を検討しながら、積極的に民間委託を推進し、効率ある行政運営と行政改革の更なる推進に向けて、努力いただきたい。

平成20年3月14日

御前崎市長 石原茂雄 様

御前崎市行政改革推進委員会

委員長 河野三征

具 体 的 な 検 討 項 目

- 1 . CATV 事業の将来展望について
- 2 . ぶるるの管理運営について
- 3 . 住民票などの自動交付機の設置について
- 4 . 幼稚園・保育園の民間委託について
- 5 . 臨時職員の整理・合理化について

1. CATV 事業の将来展望について

CATV事業は、市民の生活向上を図るため、各種の情報提供を行い、広報活動及び住民相互の連携を密にし、地域の活性化を図るとともに、新しい高度情報社会に適応した明るく、住み良い、豊かなまちを建設することを目的に、平成14年4月1日に浜岡地区へ、平成17年4月1日に御前崎地区へ敷設された。

ケーブル施設の管理運営についても、平成18年度から指定管理者として、御前崎ケーブルテレビ㈱に委託している。委託契約年数については3年間である。

情報通信技術は目覚ましい進歩を遂げ、現在も日増しに新しい技術が開発されている。インターネットをはじめユーザーの要望に伴う民間企業の対応は迅速であり、ハード機器についても多額の投資を必要とする。

御前崎ケーブルテレビ㈱においても、デジタル化に向けて機器の整備計画があり、その経費は相当金額に上る。このように情報通信事業については、公共が行う場合は、民間企業に比してどうしても後手に回り、しかも機器の整備やシステムの整備の如何がサービスの決め手となる。専門企業と行政とでは競争にも限りがあり、また投資的経費にも限度があり、将来の投資額も予想が難しい。

従って、このような通信事業については、早期に行政としての方針を決めて、将来に財政負担を残さないような検討をすることが望まれる。

加入状況及び決算状況は次に示すとおりである。

加入状況(平成19年6月現在)

視聴可能世帯数	13,364世帯
うち基本契約	5,997世帯
うちエコノミー契約	622世帯
うちA契約	1,486世帯
うちB契約	125世帯
うちその他・休止	97世帯
うち再送信のみ	5,037世帯

回線速度

エコノミー契約	下り	256Kbps /	上り	128Kbps /	(最大)
A契約	下り	3Mbps /	上り	1Mbps /	(最大)
B契約	下り	10Mbps /	上り	3Mbps /	(最大)

一般会計における財政状況

平成17年度の決算状況

C A T V事業基本使用料	153,380,850 円	
支配管理権設備使用料	49,350,000 円	
計	202,730,850 円	
C A T V施設管理運営業務委託料	241,500,000 円	
C A T V施設維持基金積立金	110,000,000 円	
計	351,500,000 円	148,769,150 円

平成18年度の決算状況

C A T V事業基本使用料	154,041,825 円	
支配管理権設備使用料	49,350,000 円	
計	203,391,825 円	
C A T V施設管理運営業務委託料	252,000,000 円	
C A T V施設維持基金積立金	50,034,504 円	
計	302,034,504 円	98,642,679 円

平成19年度予算

C A T V事業基本使用料は(株)御前崎ケーブルテレビの収入となる。

支配管理権設備使用料	49,350,000 円	
計	49,350,000 円	
C A T V施設管理運営業務委託料	100,000,000 円	
C A T V施設維持基金積立金	50,901,000 円	
計	150,901,000 円	101,551,000 円

2. ぶるるの管理運営について

御前崎市市民プール「ぶるる」については、設立当初より財団法人御前崎市振興公社が管理運営している。平成16年地方自治法の一部改正により、指定管理者制度が導入された。これに伴いぶるるについても、平成18年度から指定管理者として財団法人御前崎市振興公社が指定され管理運営を委託している。

指定管理者制度が導入された目的は、民間企業が公の施設管理について、専門知識も取得しており自治体と同等の体制がとられてきていることである。加えて運営管理ノウハウも民間独自の経営により、効率的で高いサービスが実現できるということから、官民合わせた競争により、行政サービスの質を高めることにある。

公の施設の中でも、民間が関心を示す施設は少ないが、市民プールなどは民間のノウハウいかんにより収益を出すことは十分可能であり、市民サービスの向上も期待が持てる。

このようなことから、今後は振興公社を含めた民間企業との競争により、より一層サービス向上に努めるべきである。

現在振興公社との指定管理者委託契約は3年となっており、平成21年度からは新たな契約を締結することとなる。指定管理者の制度から見れば、一般企業を入れた公募形式が望まれる。振興公社自体多くのプロパー職員を抱えており、雇用関係も困難な面もあるが、制度の趣旨を踏まえ、あくまでも市民サービス向上のために適正な指定管理者の指定を望むものである。

平成17年度決算状況 <一般会計>

プール入場料	48,523,000 円	
収入計	48,523,000 円	
振興公社管理運営事業委託料	259,006,137 円	
振興公社運営費補助金	16,486,034 円	
支出計	275,492,171 円	226,969,171 円

平成18年度決算状況 <一般会計>

プール入場料	54,739,700 円	
収入計	54,739,700 円	
振興公社管理運営事業委託料	280,221,384 円	
振興公社運営費補助金	15,886,858 円	
支出計	296,108,242 円	241,368,542 円

平成19年度予算状況 <一般会計>

プール入場料	36,000,000 円	
収入計	36,000,000 円	
振興公社管理運営事業委託料	327,340,000 円	
振興公社運営費補助金	9,007,000 円	
支出計	336,347,000 円	300,347,000 円

3. 住民票などの自動交付機の設置について

住民票等の自動交付機の設置に関しては、大都市を中心に徐々に普及しつつある。システムを含め機械設備に多額の費用を要するが、人件費の削減、市民サービスの拡大等を勘案すれば検討する価値はあると考える。

近年本庁においては、外国人登録の件数も多く、窓口においても相談業務に相当の時間を費やすことが多い。このようなことから一般市民は住民票の交付など簡易な事務についても、順番待ちなど不要な時間を強いられることとなり、不満も多い。

行政改革が叫ばれる中、支所においてもその役割の大部分は諸証明の交付事務であり、市民にしても、いつでも簡易に証明が受けられることの利点は多いと同時に職員の削減が図られる。本庁においても、窓口部門の混雑が回避でき、短時間において用件が済まされることとなり、併せて職員の削減も可能となる。

今後は、本庁・支所だけでなく各地域公民館等で交付できるシステムに拡張できれば、さらに効果は増すと考えられる。

三鷹市の例

対象事務

- ・住民票の写し
- ・印鑑証明書
- ・住民税納税証明書
- ・戸籍の全部事項証明書、個人事項証明書(戸籍謄本・戸籍抄本)
- ・戸籍の附票の写し
- ・外国人登録原票記載事項証明書

設置箇所

- ・3箇所

稼働時間

- ・毎日午前8時30分～午後9時まで(12/29～翌年1/3まで休業)

手数料

戸籍関係1通450円 その他1通200円

港区の例

対象事務

- ・住民票の写し
- ・印鑑証明書
- ・戸籍の全部事項証明書、個人事項証明書(戸籍謄本・戸籍抄本)
- ・戸籍の附票の写し

設置箇所

- ・7箇所

稼働時間

- ・平日 午前8時30分～午後9時まで
- ・土日・祝日 12/29～翌年1/3まで 午前9時～午後5時

手数料

窓口発行より50円安い。戸籍関係1通400円 その他1通250円

荒川区の例

対象事務

- ・住民票の写し
- ・印鑑証明書

設置箇所

- ・8箇所

稼働時間

- ・毎日 午前8時30分～午後8時まで

手数料 300円

項 目	三 鷹 市		港 区		荒 川 区	
		金 額		金 額		金 額
住 民 票 の 写 し		200円		250円		300円
印 鑑 証 明 書		200円		250円		300円
戸 籍 謄 本 ・ 抄 本		450円		400円	×	×
戸 籍 附 票 の 写 し		200円		250円	×	×
住 民 税 納 税 証 明 書		200円	×	×	×	×
外国人登録原票記載事項証明書		200円	×	×	×	×
稼 働 時 間	8:30～21:00 毎日(12/29から 1/3まで休み)		8:30～21:00 土日祝 9:00～17:00		毎日 8:30～20:00	
設 置 箇 所	3箇所		7箇所		8箇所	

御前崎市の諸証明の交付実績

(単位:通)

区 分	平成16年度	平成17年度	平成18年度
住 民 票 の 写 し (300円)	19,669	18,290	18,056
印 鑑 証 明 書 (300円)	15,596	15,776	14,693
住 民 税 納 税 証 明 書 (300円)	550	380	548
戸 籍 謄 本 (450円)	4,290	4,448	4,184
戸 籍 抄 本 (450円)	2,452	2,855	2,211
戸 籍 附 票 の 写 し (300円)	571	538	493
外国人登録原票記載事項証明書 (300円)	1,092	1,376	1,557

以上のことから、御前崎市において自動交付機を設置する場合には、現在、先進地で行っている全てのサービスについて導入を検討してもらいたい。住民票はもちろん印鑑証明書・戸籍関係・税務関係・外国人関係などあらゆる分野を検討し、積極的に事務の効率改

善に努めてもらいたい。設置費用との調整も必要であるが、可能であれば他の公共施設や郵便局等の検討もお願いしたい。現在火曜ナイトにおいて、時間外窓口を開設しており、市民も利用者が多い。これらを拡張し、諸証明の交付については、将来時間外窓口はもとより、土・日及び24時間交付の形になれば効果は大と思われる。メンテナンス費用等検討の余地も十分にあるが、先進事例等を参考にしてもらいたい。

4. 幼稚園・保育園の民間委託について

御前崎市の教育施設はほとんどが直営施設である。特に幼稚園・保育園については近隣市と比較しても圧倒的に多い施設数である。

御前崎市の状況

公立施設

池新田幼稚園	浜岡保育園
高松幼稚園	佐倉保育園
佐倉幼稚園	御前崎保育園
北こども園(旧朝比奈幼稚園・旧新野幼稚園の統合)	白羽保育園
御前崎幼稚園	
白羽幼稚園	

民間施設

高松保育園

以上のように公立の幼稚園が6箇所、保育園が4箇所あり、民間の保育園が1箇所となっている。

牧之原市の状況

公立施設 公立幼稚園 4箇所 公立保育園 1.3箇所

民間施設 私立幼稚園 2箇所 私立保育園 9箇所

菊川市の状況

公立施設 公立幼稚園 2箇所 公立保育園 9.7箇所

民間施設 私立幼稚園 4箇所 私立保育園 1箇所

近隣市の状況を見ると、牧之原市については、民間の保育園が公立の保育園の数を上回り、菊川市においても、民間の幼稚園が公立の幼稚園の数を上回っている。

このように、教育施設である幼稚園、児童福祉施設である保育園を民間に委託することに問題はないと思われる。民間委託の場合は、現在のサービス水準の維持や採算に合う対応しかしないのではという危惧があるが、委託の際、行政側からサービス基準・委託の内容を明確に指示すればそのような心配は無く、場合によっては公立・民間とのそれぞれの利点を生かした経営により、相互にサービス水準がさらに上がることが期待される。

現在、幼稚園教諭・保育士の職員管理については、少子化により定員の確保が難しい。今後の将来展望を見ても、園児・幼児の増加は見込めない。このような中での職員の採用計画は容易でないため、やむなく臨時職員で対応しているのが現実である。

以上のことを総合的に勘案すると、御前崎市においても今後の児童数を推計する中で、公立の施設の統廃合あるいは民間委託の方向を検討する時期に来ていると思われる。

5. 臨時職員の整理・合理化について

御前崎市には平成 19 年 10 月 1 日現在雇用している臨時職員は、勤務時間の多少に関わらず、169 人在籍している。従来の産休代替臨時職員や育児休業による代替職員のほかに、時代の変化により、放課後児童クラブや各学校の支援員などの新たな制度による臨時職員の需要も生じていることも事実である。

しかし、御前崎市の行政規模から見て、正規の職員数との均衡から検討すべき事項と考える。本来の臨時職員の定義は、地方公務員法第 22 条に規定されているように、緊急の場合に例外的に、臨時職員の任用を認めている。その範囲は極めて限定的である。任用期間も 6 ヶ月を超えない範囲で更新も 1 回限りである。従って 1 年間の任用となる。

本来は例外的な臨時職員の任用であるが、御前崎市の場合、安易に雇用している面が伺える。最近では、人材派遣会社も充実してきており、派遣先の都合によりどのような対応もできる体制となっている。時間・期間に拘束されることも無く、雇用事務手続き(健康保険・厚生年金・雇用保険・労災保険)も省略化され、運用する側にとって利便が図られる。

このような状況から、現在の臨時職員の実態を改善し、地方公務員法の規定にあるように、例外的な事務事業のみに臨時職員を配置することや人材派遣会社等の利用により、弾力的な運用ができるように強く望むものである。さらに、平成 20 年度から給食センターの業務の一部を民間委託することにより、職員の再配置を検討する際には、現在の臨時職員のとこに優先的に配置するなど効果的な措置を望むものである。

平成 18 年度臨時職員等に係る決算額

雇用人数	187人(H19.3.31 現在)
	うち経常的な臨時職員 87人
雇用賃金	215,721,289円
保険料等	26,051,537円
合計	241,772,826円

平成 19 年度の臨時職員の内訳

一般事務・公民館事務	29人
保育士	28人
幼稚園教諭	7人
放課後児童クラブ	34人
特別支援補助員・学習指導支援	28人
調理員	21人
図書館補助	5人
その他	17人
合計	169人

人件費の試算

現在の臨時職員

一般事務職 月給 159,700 円の場合

給料 + 賞与	2,395,500 円	(12月 + 賞与3月)
各種保険料事業主負担	291,290 円	(健康保険 + 厚生年金 + 労働保険)
その他健康診断		
合計	2,686,790 円 +	(年間所要額)

人材派遣会社

【例 1】

H19.7 参議院選挙時の派遣単価で試算した場合

$$1,281 \text{ 円} \times (8 \text{ 時間} \times 5 \text{ 日} \times 52 \text{ 週} = 2,080 \text{ 時間}) = 2,664,480 \text{ 円}$$

【例 2】

平成 20.1 税務課確定申告時の派遣単価で試算した場合

$$1,200 \text{ 円} \times (8 \text{ 時間} \times 5 \text{ 日} \times 52 \text{ 週} = 2,080 \text{ 時間}) = 2,496,000 \text{ 円}$$

【例 3】

平成 20.4 市長・市議選挙時(予定)の派遣単価で試算した場合

$$1,150 \text{ 円} \times (8 \text{ 時間} \times 5 \text{ 日} \times 52 \text{ 週} = 2,080 \text{ 時間}) = 2,392,000 \text{ 円}$$

このように金額的に見ても、一般事務等の場合は人材派遣会社のほうが効果的である。また、使用側の事務も軽減されるだけでなく、市役所内での弾力的な活用が可能となる。例えば、今日は総務課へ、明日は税務課へなどの臨機応変に対応ができ、時間的にも必要な時間に限った派遣が可能である。また委託契約となるため、地方公務員法に抵触することはなく、更新についても規制はない。臨時職員に関しては、労働基準法の適用を受け、年次有給休暇の付与、福利厚生面の充実等が義務付けられている。また、更新事務・社会保険関係の事務が正規職員の業務を圧迫している。このようなことから、臨時職員の必要性はもとより、その雇用方法についても再検討を願いたい。